【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出日】 2021年4月27日

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 ペストラス 代表執行役社長 グループCEO 奥田 健太郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

【電話番号】 03(5255)1000

【事務連絡者氏名】 グループ人事戦略部長 田畑 団

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲2丁目2番1号 豊洲ベイサイドクロスタワー

【電話番号】 03(5255)1000

【事務連絡者氏名】 田畑 団

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【発行登録書の提出日】 2020年5月14日

【発行登録書の効力発生日】 2020年5月22日

【発行登録書の有効期限】 2022年5月21日

【発行登録番号】 2 関東1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 50,000,000,000円

【発行可能額】 50,000,000,000円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確

定するときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停

止しません。

【提出理由】 臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第

12号による)および訂正臨時報告書(金融商品取引法第24条の

5 第 5 項において準用する同法第 7 条第 1 項による)を2021年 4

月27日に関東財務局長へ提出しました。これにより、2021年4月

16日に提出した発行登録追補書類の記載事項のうち、参照書類及

び参照書類の補完情報につき訂正するため、本訂正発行登録書を

提出するものです。(訂正内容については、以下を参照してくだ

さい。)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 【訂正内容】

# 第三部【参照情報】

第1【参照書類】

発行登録追補書類の「第三部 参照情報 第1 参照書類」を以下のように訂正します。訂正箇所は下線で示しております。

#### (訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第116期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月30日に関東財務局長に提出

## 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第117期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日に関東財務局長に 提出

事業年度 第117期第 2 四半期(自 2020年 7 月 1 日 至 2020年 9 月30日) 2020年11月16日に関東財務局長に 提出

事業年度 第117期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月15日に関東財務局長に 提出

### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本<u>発行登録追補書類</u>提出日(2021年4月<u>16</u>日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づき、臨時報告書を2021年3月3日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本<u>発行登録追補書類</u>提出日(2021年4月<u>16</u>日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づき、臨時報告書を2021年3月29日に関東財務局長に提出

# 4【訂正報告書】

該当事項はありません。

### (訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

## 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第116期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月30日に関東財務局長に提出

# 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第117期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日に関東財務局長に 提出

事業年度 第117期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月16日に関東財務局長に 提出

事業年度 第117期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月15日に関東財務局長に 提出

## 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本<u>訂正発行登録書</u>提出日(2021年4月<u>27</u>日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づき、臨時報告書を2021年3月3日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本<u>訂正発行登録書</u>提出日(2021年4月<u>27</u>日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づき、臨時報告書を2021年3月29日に関東財務局長に提出

EDINET提出書類 野村ホールディングス株式会社(E03752) 訂正発行登録書

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づき、臨時報告書を2021年4月27日に関東財務局 長に提出

# 4【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の2021年3月29日付臨時報告書の訂正報告書)を2021年4月27日に関東財務局長に提出。

# 第三部【参照情報】

# 第2【参照書類の補完情報】

発行登録追補書類の「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を以下のように訂正します。訂正箇所は下線で示しております。

#### (訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」につきましては、当該有価証券報告書等の提出日以後、本<u>発行登録追補書類</u>提出日(2021年4月16日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本<u>発行登録追補書類</u>提出日(2021年4月16日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### (訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」につきましては、当該有価証券報告書等の提出日以後、本<u>訂正発行登録書</u>提出日(2021年4月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本<u>訂正発行登録書</u>提出日(2021年4月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。